

第6章 地域生活支援事業

本章では、地域生活支援事業について、第3期(平成24年度～平成26年度)の計画に係る評価を行い、平成29年度までの各年度における必要量の見込みや実施に関する考え方及び必要量確保に向けた方策を福祉サービスごとに設定します。

また、事業の実施にあたっては、利用を希望する障がい者等のニーズや心身の状態、介護を行う者の状況などを総合的に判断し、地域生活の支援にあたり必要なサービスがスムーズ(※10)に受けられるよう配慮します。

1 相談支援事業

(1) 相談支援事業の内容

障がいのある人またはその家族もしくは介護を行う人からの相談に応じ、障がい者が有する能力や適性に応じた支援など、自立した日常生活や社会生活をおくるために必要な情報の提供及び助言等を行います。

(2) 相談支援事業の実施に関する考え方

本市福祉課に配置された社会福祉士による相談支援体制を継続し、障がいの種別・状態を問わず、共通した相談支援を行っていきます。

また、支援相談内容によっては、地域自立支援協議会を活用し、障がいをお持ちの方を取り囲む地域の課題等を積極的に解決していきます。

成年後見制度利用支援事業に関しては、障がいをお持ちの方が安心して生活していけるよう、弁護士等と連携をしながら推進していきます。

(3) 相談支援事業必要量の見込み

① 第3期計画の実績と第4期計画の目標値

事業名	平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成29年度 (第4期) 目標値
	目標値	実績	目標値	実績	目標値	実績 (見込み)	
相談支援事業							
障がい者相談支援事業	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所
地域自立支援協議会	1ヶ所	0ヶ所	1ヶ所	0ヶ所	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所
成年後見制度利用支援事業	1件	0件	1件	0件	1件	1件	1件
市町村相談支援機能強化事業	1ヶ所	0ヶ所	1ヶ所	0ヶ所	1ヶ所	0ヶ所	1ヶ所
障がい者虐待防止センター	1ヶ所	0ヶ所	1ヶ所	0ヶ所	1ヶ所	0ヶ所	1ヶ所

② 第3期計画の評価

相談支援事業については、相談員として社会福祉士1名を本市福祉課に配置し、これにより、本市の相談支援体制は、担当者が変わらず、安心して信頼される相談支援体制が図られております。

地域自立支援協議会においては、平成26年度に設立する予定です。

③ 第4期計画の目標値

事業名	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (第4期) 目標値
相談支援事業			
障がい者相談支援事業	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所
地域自立支援協議会	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所
成年後見制度利用支援事業	1件	1件	1件
市町村相談支援機能強化事業	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所
障がい者虐待防止センター	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所

(4) 相談支援事業必要量確保のための方策

障がいをお持ちの方からの相談に対し、的確な情報提供及び助言等を行い、対象者にきめ細かく支援するとともに、事業所との連携を強化することにより、より効果的に事業が展開できるよう努めます。

地域移行生活に向けた相談、利用者や家族等への情報提供等に努めるとともに、地域自立支援協議会及び医療・行政機関等との連携及び調整を密に行います。

成年後見制度利用支援事業及び市町村相談支援機能強化事業は、今後環境の変化等により、利用される方が増加すると思われることから、介護保険制度における成年後見制度と併せて、関係機関等と連携を図りながら、利用者のニーズに応じたサービスを推進していきます。

障がい者虐待防止センターについては、虐待防止及び権利擁護の充実を図ります。

2 コミュニケーション支援事業

(1) コミュニケーション支援事業の内容

利用実態としては少数ですが、コミュニケーション手段の確保として重要事業であり、今後も継続して事業を実施します。

コミュニケーション支援事業必要量の見込みにあたっては、現在利用者はいない状態ですが、今後も現状の目標値で必要量を見込みます。

(2) コミュニケーション支援事業の実施に関する考え方

現在、本市においては手話通訳者の派遣事業を実施しています。

利用実態としては少数ですが、コミュニケーション手段の確保として、医師からの説明や研修会・後援会など、日常生活と異なる環境においてのコミュニケーションの手段として利用される重要な事業であり、今後も継続して事業を実施します。

コミュニケーション支援事業必要量の算定にあたっては、市が実施している手話通訳者派遣事業における実利用人数を基礎として、1月当たりの利用人数として算定します。

(3) コミュニケーション支援事業必要量の見込み

① 第3期計画の実績と第4期計画の目標値

(単位:年・件)

事業名	平成24年度		平成25年度		平成26年度 (見込み)		平成29年度 (第4期) 目標値
	目標値	実績	目標値	実績	目標値	実績	
コミュニケーション支援事業	1	0	1	0	1	0	1

② 評 価

利用相談及び申請がなく、実績がありませんでした。

③ 第4期計画の目標値

(単位：年・件)

事業名	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (第4期) 目標値
コミュニケーション支援事業	1	1	1

(4) コミュニケーション支援事業必要量確保のための方策

手話通訳者の派遣については、今後も委託方式により実施していきます。

聴覚障がいのある人のコミュニケーション手段を確保するため、関係機関と調整を図りつつ実施体制の整備に努めます。

3 日常生活用具給付等事業

(1) 日常生活用具給付等事業の内容

重度の身体障がい者または知的障がい者などに対して日常生活上の便宜を図るため、厚生労働大臣が定める用具の給付または貸与を行います。

(2) 日常生活用具給付等事業の実施に関する考え方

障がい者（児）の日常生活上の便宜を供与するため、さまざまな用具の給付または貸与を行っています。

障がい者（児）の地域生活への移行が進むことに合わせて、需要の拡大が見

込まれる用具もあることから、実利用件数を基礎として、新たに利用する者などの人数を見込み、1年当たりの利用件数として見込みます。

日常生活用具給付事業必要量の見込みにあたっては、排泄管理支援用具について、年々利用増が見込まれるため、平成26年度実績見込みより1割程度増の目標値で必要量を見込みます。

住宅改修費につきましては、現在の利用者をベース（※16）として新規利用者の増加を見込みます。

他の用具につきましては、ほぼ横ばいの状況であることから、現状の実績で必要量を見込みます。

(3) 日常生活用具給付等事業必要量の見込み

① 第3期計画の実績と第4期計画の目標値

(単位:年・件)

事業名	平成24年度		平成25年度		平成26年度 (見込み)		平成29年度 (第4期) 目標値
	目標値	実績	目標値	実績	目標値	実績	
日常生活用具給付等事業							
介護・訓練支援用具	2	0	2	2	2	1	2
自立生活支援用具	10	1	10	2	10	5	5
在宅療養支援用具	2	1	2	0	2	1	2
情報・意思疎通支援用具	5	2	5	3	5	4	5
排泄管理支援用具	492	436	536	474	580	500	550
居宅介護動作補助用具(住宅改修費)	5	2	5	0	5	1	2

② 第3期計画の評価

事業の実施状況は、概ね目標を達成する数値となりましたが、排泄管理支援用具について、給付実績目標値には達しませんでした。年々対象となる内部障がいのかたが増加しており、利用者は増加傾向にあります。

また居宅介護動作補助用具(住宅改修費)については、大がかりな工事となり、総工事費用の高額負担により利用申請が伸び悩む状態であることから目標値を下回りました。

③ 第4期計画の目標値

(単位:年・件)

事業名	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (第4期) 目標値
日常生活用具給付等事業			
介護・訓練支援用具	2	2	2
自立生活支援用具	5	5	5
在宅療養支援用具	2	2	2
情報・意思疎通支援用具	5	5	5
排泄管理支援用具	550	550	550
居宅介護動作補助用具(住宅改修費)	2	2	2

(4) 日常生活用具給付等事業必要量確保のための方策

給付等事業の実施にあたっては、障がいの状況及び生活環境を十分考慮するとともに、障がい者（児）が必要とする機能を有する用具を給付するよう努めます。

4 移動支援事業（個別支援型）

(1) 移動支援事業（個別支援型）の内容

障がい者（児）が日常生活または社会生活上必要となる外出及び余暇活動など社会参加のために必要と認められる外出を行うにあたって、移動の介護を行うため、外出介護支援員（ガイドヘルパー）を派遣します。

(2) 移動支援事業（個別支援型）の実施に関する考え方

障がいをお持ちの方が、安全に目的地まで移送できる車両移送型のニーズは高いものがあります。

移動支援事業必要量の見込みにあたっては、現在の利用者数を基礎として、人数を見込みます。

また、利用時間数については、1月あたり5時間に利用人数4名を乗じたものを目標値として設定します。

(3) 移動支援事業（個別支援型）必要量の見込み

① 第3期計画の実績と第4期計画の目標値（1月当たり）

事業名		平成24年度		平成25年度		平成26年度 (見込み)		平成29年度 (第4期) 目標値
		目標値	実績	目標値	実績	目標値	実績	
移動支援事業	延人数	28	2	28	3	28	4	4
	延時間	112	31	112	22	112	20	20

② 第3期計画の評価

事業の実施状況は、各年目標値を上回る実績となっています。

本市においては、主に知的障がい者に対する外出支援であり、グループホームに入居しているかたが、買い物等の外出及び余暇活動に利用されました。

③ 第4期計画の目標値（1月当たり）

事業名		平成27年度	平成28年度	平成29年度 (第4期) 目標値
移動支援事業	延人数	4	4	4
	延時間	20	20	20

(4) 移動支援事業（個別支援型）必要量確保のための方策

外出介護支援員などマンパワー（※19）の不足が予想されるなか、当面はマンツーマン（※18）による個別支援サービスを実施することとし、今後、サービス提供体制の充実を図るため、事業所との連携強化を推進し、外出介護支援員の質的・量的確保に努めます。

5 地域活動支援センター

(1) 地域活動支援センターの内容

障がい者等の福祉の向上のため、地域活動支援センターを設置し、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などを図るとともに、地域活動支援センターの運営支援を行います。

(2) 地域活動支援センターの実施に関する考え方

地域活動支援センターは、さまざまな日中活動の場を求める障がい者等にとって社会参加のきっかけとなる事業であり、障がい種別を問わず、利用しやすい場として確保できるよう検討していきます。

地域活動支援センター必要量の見込みにあたっては、実利用者数を基礎として、1月当たりの利用人数として見込みます。

(3) 地域活動支援センター必要量の見込み

① 第3期計画の実績と第4期計画の目標値（1月当たり）

事業名	平成24年度		平成25年度		平成26年度 (見込み)		平成29年度 (第4期)	
	目標値	実績	目標値	実績	目標値	実績	目標値	
地域活動支援センター								
基礎的事業	人	5	2	5	2	5	2	5
	箇所	1	1	1	1	1	1	1

② 第3期計画の評価

地域活動支援センターは、主に精神障がい者を対象としており、市内の医療機関で実施しているデイケア（※11）と合わせて、精神障がい者の社会復帰の足がかりとなっています。

当初目標値は、精神障がい者の人数が増えるにつれ、利用増加があるとみていましたが、利用相談はあるものの、対象となる方々が外出に対する抵抗感、社会交流に対する不安感等により、実際の利用者が伸び悩む状態となり、目標値に達しませんでした。

③ 第4期計画の目標値（1月当たり）

事業名	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (第4期) 目標値
地域活動支援センター			
基礎的事業	人	5	5
	箇所	1	1

(4) 地域活動支援センター必要量確保のための方策

地域活動支援センターにおける創作的活動または生産活動の充実と、地域社会との交流拠点としての機能の整備を図るとともに、その運営を支援します。

6 訪問入浴サービス事業

(1) 訪問入浴サービス事業の内容

居宅の身体障がい者（児）のうち、他法による訪問入浴介護を受けられない者などを対象にして、身体の清潔の保持及び心身機能の維持等並びに福祉の増進を図るため、その居宅に訪問して入浴サービスを提供します。

(2) 訪問入浴サービス事業の実施に関する考え方

本市においては、重度の身体障がい者等が入浴できる施設がないことなどから、これらのニーズに対応するため、訪問入浴のサービスを提供します。

訪問入浴サービス事業必要量の算定にあたっては、実利用人数を基礎として、1月当たりの利用人数として設定します。

(3) 訪問入浴サービス事業必要量の見込み

① 第3期計画の実績と第4期計画の目標値

(単位:月・人)

事業名	平成24年度		平成25年度		平成26年度 (見込み)		平成29年度 (第4期) 目標値
	目標値	実績	目標値	実績	目標値	実績	
訪問入浴サービス事業	1	1	1	1	1	1	1

② 第3期計画の評価

訪問入浴サービスは、現在の利用者は1名のみです。

利用者は重度の身体・知的障がい者であり、本人の成長に伴う入浴介助は家族の加齢と比例して大きな負担となっていることから、介護負担の軽減に大きな役割を果たしており、目標値に達していると思われます。

③ 第4期計画の目標値

(単位:月・人)

事業名	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (第4期) 目標値
訪問入浴サービス事業	1	1	1

(4) 訪問入浴サービス事業必要量確保のための方策

希望する障がい者（児）に対して、円滑にサービスを提供できるよう体制を確立し、事業所との連携に努めます。

7 ボランティア活動支援事業

(1) ボランティア活動支援事業の内容

精神障がい者またはその家族等の団体が行う精神障がい者の社会復帰に関する活動に対する情報提供及び精神障がい者に対するボランティア（※17）活動を支援する事業に対して、必要な経費の補助を行います。

(2) ボランティア活動支援事業の実施に関する考え方

現在、市において精神障がい者回復者クラブの活動に対して助成しており、障がい者の自主的活動の場とするため、今後も継続して支援を行います。

ボランティア活動支援事業必要量の算定にあたっては、市が実施していた精神障がい者社会復帰支援事業の利用団体数を基礎とし、1年当たりの利用団体数を設定します。

(3) ボランティア活動支援事業必要量の見込み（1年当たり）

① 第3期計画の実績と第4期計画の目標値

(単位：年・件)

事業名	平成24年度		平成25年度		平成26年度 (見込み)		平成29年度 (第4期) 目標値
	目標値	実績	目標値	実績	目標値	実績	
ボランティア活動支援事業	1	1	1	1	1	1	1

② 第3期計画の評価

目標1件に対し実績が1件であり目標値を達成しました。

③ 第4期計画の目標値

(単位：年・件)

事業名	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (第4期) 目標値
ボランティア活動支援事業	1	1	1

(4) ボランティア活動支援事業必要量確保のための方策

精神障がい者の社会復帰に関する活動に対する情報提供及び精神障がい者に対するボランティア活動を実施する精神障がい者またはその家族等の団体に情報を提供し支援します。

8 日中一時支援事業

(1) 日中一時支援事業の内容

障がい者（児）を日常的に介護している家族等の就労支援及び一時的な休息を目的として、障がい者（児）の日中における活動の場を提供します。

(2) 日中一時支援事業の実施に関する考え方

日中一時支援事業は、特に障がい児を持つ家庭から、学校の長期休暇や土・日の支援としてニーズが高い事業です。

本事業は、利用する家族が養育する障がい児が、将来的に施設入所等できるよう、月に1回～2回程度入所訓練目的として利用されています。

市内に事業所がないため、他市町の事業所と連携を図り、利用者のニーズに併せ、希望に沿った利用ができるよう努めます。

日中一時支援事業必要量の算定にあたっては、実利用人数を基礎として、1月当たりの利用人数として見込めます。

(3) 日中一時支援事業必要量の見込み

① 第3期計画の実績と第4期計画の目標値

(単位：月・件)

事業名	平成24年度		平成25年度		平成26年度 (見込み)		平成29年度 (第4期) 目標値
	目標値	実績	目標値	実績	目標値	実績	
日中一時支援事業	3	4	3	6	3	6	6

② 第3期計画の評価

特に障がい児を持つ家族から、学校の長期休暇や土・日の支援としてのニーズがあり、市内にサービス事業所がないことから、全て市外において利用され

ました。

③ 第4期計画の目標値

(単位：月・件)

事業名	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (第4期) 目標値
日中一時支援事業	6	6	6

(4) 日中一時支援事業必要量確保のための方策

事業所と連携し、サービス提供に必要な設備の整備及び人材の確保に努め、支援内容の充実を図ります。

9 生活サポート事業

(1) 生活サポート事業の内容

居宅にて生活している障がい者（児）のうち、日常生活に支障があり、かつ、他の福祉サービスの利用要件に該当しない者を対象として、適切な家事、介護などの提供及び相談などを行うため、居宅介護支援員（ホームヘルパー）を派遣します。

(2) 生活サポート事業の実施に関する考え方

障がい者（児）のうち、障害者総合支援法及び他の法律での居宅介護を受けることができない方へのサポート体制を整備します。

居宅介護支援員派遣事業必要量の見込みにあたっては、現在の利用者はいない状態ですが、今後も現状の目標値で必要量を見込みます。

(3) 生活サポート事業必要量の見込み

① 第3期計画の実績と第4期計画の目標値（1月当たり）

（単位：人／月）

事業名	平成24年度		平成25年度		平成26年度 （見込み）		平成29年度 （第4期） 目標値
	目標値	実績	目標値	実績	目標値	実績	
居宅介護支援員派遣事業	1	0	1	0	1	0	1

② 第3期計画の評価

居宅生活をする障がい者等のうち、居宅介護支援員を必要とする方は、障がい支援区分認定を受けており、障がい福祉サービス事業の居宅介護サービス事業を利用しているため、利用者が発生しませんでした。

③ 第4期計画の目標値（1月当たり）

（単位：人／月）

事業名	平成27年度	平成28年度	平成29年度 （第4期） 目標値
居宅介護支援員派遣事業	1	1	1

(4) 生活サポート事業必要量確保のための方策

サービスの提供にあたって、利用希望のある障がい者（児）の障がいの状況及び生活の実態などを十分考慮するとともに、必要な支援を提供する体制の整備に努めます。

10 自動車改造助成事業

(1) 自動車改造助成事業の内容

就労など社会参加を見込むことができる障がい者に対して、自動車の改造に要する費用の一部を助成します。

(2) 自動車改造助成事業の実施に関する考え方

身体障がい者にとっては、移動の手段として自動車が重要であるとともに、本市は住宅地が点在する広い地域であることから、自動車は生活必需品となる場合も多くあります。

また、身体障がいの内容によっては、自動車を改造しなければ、移動の手段として自動車を運転することができないことも予想されます。

自動車改造助成事業必要量の見込みにあたっては、現在の利用者はいない状態ですが、今後も現状の目標値で必要量を見込みます。

障がい者の自立生活及び就労支援のためにも有効な事業であるため、今後も継続して実施する必要があると考えます。

(3) 自動車改造助成事業必要量の見込み

① 第3期計画の実績と第4期計画の目標値

(単位：年・件)

事業名	平成24年度		平成25年度		平成26年度 (見込み)		平成29年度 (第4期) 目標値
	目標値	実績	目標値	実績	目標値	実績	
自動車改造助成事業	1	0	1	0	1	0	1

② 第3期計画の評価

自動車改造助成事業は、各年目標値1件としておりましたが、利用申請はありませんでした。

③ 第4期計画の目標値

(単位：年・件)

事業名	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (第4期) 目標値
自動車改造助成事業	1	1	1

(4) 自動車改造助成事業必要量確保のための方策

自動車改造助成事業の実施にあたっては、障がいの状況及び生活環境を十分考慮するとともに、障がい者が必要とする機能を有する改造であるか適正に判断するよう努めます。